

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 6月29日

【会社名】 山陽特殊製鋼株式会社

【英訳名】 Sanyo Special Steel Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 樋口 眞哉

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾磨区中島字一文字3007番地

【電話番号】 079(235)6016

【事務連絡者氏名】 総務部長 松ヶ下 昭人

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番25号
深川ギャザリアタワー S棟
山陽特殊製鋼株式会社東京支社

【電話番号】 03(6800)4700

【事務連絡者氏名】 営業企画管理部長 立花 義隆

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【発行登録書の提出日】 平成29年 4月28日

【発行登録書の効力発生日】 平成29年 5月12日

【発行登録書の有効期限】 平成31年 5月11日

【発行登録番号】 29 - 関東1

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額
0円(注) 1
94,878,400円(注) 2
(注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額である。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権
の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合
算した金額である。

【発行可能額】 0円(注) 1
94,878,400円(注) 2
(注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額である。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権
の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合
算した金額である。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期
間は、平成30年 6月29日(提出日)である。

【提出理由】

臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定による）を平成30年6月29日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を平成29年4月28日付で提出した発行登録書の参照書類とする。

【縦覧に供する場所】

山陽特殊製鋼株式会社東京支社

(東京都江東区木場一丁目5番25号 深川ギャザリアタワーS棟)

山陽特殊製鋼株式会社大阪支店

(大阪府中央区南久宝寺町三丁目6番6号 御堂筋センタービル)

山陽特殊製鋼株式会社名古屋支店

(名古屋市中区錦一丁目20番19号 名神ビル)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりであります。